第５回　南島原市下水道使用料等審議会次第（会議録）

日時：令和７年２月２１日（金）

　　　午後２時～午後３時３５分

会場：衛生センター庁舎 し尿処理棟

２階会議室

１　開会

水道総務課長から開会のことば

２　議事

会長が次第に沿って、司会進行

|  |  |
| --- | --- |
| 〔会長〕 | ・１.本日の審議の目的。２.第４回審議会検討結果と資料の修正について、事務局より説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第５回審議会資料①１ページから４ページを説明） |
| 〔会長〕 | ・意見や質問はあるか。・事務局の説明では、前回の数値に誤りがあったということだった。・質問が無いならば次に移る。 |
| 〔会長〕 | ・次に、資料①５ページの、３．）コミュニティ・プラント収支への影響について説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第５回審議会資料①５ページから６ページ及び資料②を説明） |
| 〔会長〕 | ・意見や質問はあるか。 |
| 〔委員〕 | ・会計の一本化はできないということか。現状２通りある。一般会計と下水道事業会計と。だからややこしくなっているということか。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・お見込みの通り。それで深江コミュニティ・プラントの全体の収入を現状よりも下げない方向で、今回の料金統一を図りたい。その場合、下水道事業会計では、全体で15％弱の収入増になる。・前回からこの件についてもう一度見直した。やはりコミプラの一般会計が下がらないように市としては考えるので、これまでの検討案に加えて、コミプラの一般会計が全体として下がらない２つの案を追加した。 |
| 〔委員〕 | ・60：40と50：50で検討されているが、追加資料で出されている55：45の折衷案が、私としてはいいと思う。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・前回までの協議を踏まえ、60：40と50：50の折衷案を作成した。・55：45の表を見ると、「コミュニティ・プラント単体での減収を回避した料金体系案」では、全体で10％程度、下水道事業で増収が図れる。市としてもこちらのプランで考えている。今後５年後、10年後に料金改定はしなければならない。今回の料金統一で、少しでも上げていれば、今後の上げ幅は少なくなる。・この55：45の場合、口之津・南有馬は500円弱の値上げで収まるが、農集、コミプラで使用量の多いところが、若干負担が大きくなる。50㎥、100㎥になった時に、上り幅が大きいと心配している。・全体の割合としては、50㎥、100㎥の使用者が、5％程度と少なく、30㎥までの使用の方が全体で9割となっている。使用量が大きいということは、商売などをしていて、一般家庭とは違うと考えている。 |
| 〔委員〕 | ・高齢者の一人暮らしなどは負担を掛けなくて、病院や介護施設等、使用量が大きいところに負担をしてもらった方がいいと思う。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・それも一つの案と思う。 |
| 〔委員〕 | ・コミュニティ・プラントで、100㎥ないしは50㎥の使用をしている人の職業は分かるか。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・職業については不明だが、100㎥以上の1件は、介護施設である。また、50㎥ラインで2名いるが、職業は不明だが個人である。 |
| 〔委員〕 | ・どこかに合わせなければならないことはわかるが、金額が極端に上がるところがある。減免など負担を減らす考えはないか。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・今回のプランで行くと、コミュニティ・プラントで使用量が大きいところ、例えば50㎥とか100㎥のところの上り幅が大きい。これは、これまでのコミュニティ・プラントの料金体系が、基本料金が高く従量料金が安く設定されていたことが原因。・統一により同じ料金体系により支払ってもらうので、上り幅は高くなる。減額は難しいが、経過措置で１～２年をかけて合わせて行くことは、個人的な意見だが考えられる。 |
| 〔委員〕 | ・そのように考えてもらえるのであれば、そのようにしてもらいたい。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・期待に応えられないかもしれないが、検討したい。 |
| 〔会長〕 | ・一般会計の減額といっても僅かではないか。少しぐらい一般会計から費用を出してもらってもいいと思うが。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・この料金審議会は、広く市民みなさんの意見を聞くためにある。忌憚のない意見を頂戴し、そのご意見を答申に盛り込みたい。 |
| 〔会長〕 | ・一般会計が減額になると言っても、金額からして大きくないと思うが。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・約90万円程度の減額ということになるが、コミュニティ・プラントの現在の使用料収入からすると約１割減ということになる。金額としては僅かと思われるかもしれないが、それが積み重なって一般会計としては大きな負担になる。・下水道事業会計では、毎年一般会計から３億８千万円繰入れてもらっている。またその中に基準外として、本来はもらうことが出来ない８千万円から１億円が入っている。これは本来、下水道使用料で賄わなければならないものだが、使用料収入が少ないので繰入れてもらい運営している。・料金だが、本市は県内でまだまだ安い方である。今後、加入率増加は見込めないので、少しでも収入を上げる努力をしなければならないと考えている。 |
| 〔会長〕 | ・資料に「変化率」とあるが、この「変化率」を上げたいのか。112.8％と資料にあるが。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・コミプラの使用料収入は下げずに、全体の収入を上げたい。 |
| 〔委員〕 | ・趣旨は理解出来た。ただ極端に上がるところがあるので危惧している。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・財政課との協議内容だが、財政課としては、毎年３億８千万円を一般会計から下水道事業会計へ繰出しをしていて、下水道事業会計に対し、相当な努力をしていると思っていると。・財政課としては、一般会計の収入が減額とならないようにして欲しい。・しかしながらコミュニティ・プラントの大量使用者の上り幅が大きいので、４つの料金プラン案を審議会委員に諮り決定してもらい、答申してもらうことで納得してもらった。 |
| 〔委員〕 | ・55：45の資料を見ると、上り幅が500円から1,000円程度で９割の方がこの中に入っている。どこかで決めなければならないのだから、大量使用者には負担してもらうということで、線を引いていいと思う・私は55：45の案で賛成したい。 |
| 〔会長〕 | ・４つのプランと追加の２つのプランの中から決めてもらってもいいか。 |
| 〔委員〕 | （異議なしの声） |
| 〔会長〕 | ・なかなか決まらない中でも、審議会としても結論を出さなければならない。55：45の案でどうかという意見が多く出ているようだ。この案で決定していいか。 |
| 〔委員〕 | （異議なしの声） |
| 〔会長〕 | ・答申としては、55：45の案で決定したい。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・確認だが、55：45の案の「コミュニティ・プラント単体での減収を回避した料金体系案」ということか。 |
| 〔会長〕 | ・その通り。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・この案の場合、コミプラの大量使用者が大きくなるので、考慮して60：40の案もある。少しでも安くなればと思うが。 |
| 〔委員〕 | ・極端に上がる人は0.1％。ほとんどの人は500円から1,000円内におさまるので問題ないと思う。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・「コミュニティ・プラント単体での減収を回避した料金体系案」では、60：40の案が100㎥以上の大量使用者の場合、上り幅は小さくなる。55：45の案は、9,660円となるので約１万円の上り幅になる。 |
| 〔委員〕 | ・どこかに線を引かないといつまでたっても話しは進まないと思う。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・では、「コミュニティ・プラント単体での減収を回避した料金体系案」の55：45の案でよいか。大量使用者で上り幅が大きいところを何とか考慮、検討出来るところがあれば考えるということで了承願いたい。 |
| 〔会長〕 | ・では、55：45の案でお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・了解した。 |
| 〔会長〕 | ・次に、４.）受益者負担金・事業分担金について　と、５.）使用料徴収および水洗便所等改造資金（利子補給）について、を一括して事務局より説明をお願いする。 |
| 〔水道総務班長〕 | （第５回審議会資料①５ページを説明） |
| 〔会長〕 | ・事務局案として、受益者負担金と徴収方法は、前回の審議会で了解を得たところ。今回、新たな事務局案として、全期前納一括納付報奨等と、使用料の月の中途の休止の場合の料金算定方法と、そして水洗便所等改造資金（利子補給）の期限を「期限なし」とするということである。・説明に対して意見や質問はあるか。 |
| 〔水道総務班長〕 | ・説明を加えると、月の中途に使用の開始や休止をした場合だが、現在、公共下水道、農業集落排水は、基本汚水量が半分の時は、基本料金を半分にするという取扱いをしているが、コミュニティ・プラントにはそのようなものがなく１か月分をいただいている。また、上水道の場合も、月中途解約の場合、日割り計算等は行っていないので、今回の統一に合わせ、月の中途において、使用を開始、休止した場合でも、料金は１月分として算定するということでお願いしたい。 |
| 〔会長〕 | 　何か質問はあるか。　 |
| 〔委員〕 | ・水洗便所等改造資金（利子補給）について、これまで期限を設けていた理由は何か。 |
| 〔水道総務課長〕 | ・おそらく早急に接続して欲しいという理由で期限を設けたと思う。 |
| 〔環境水道部長〕 | ・質問の「期限」を設けた理由だが、公共下水道の場合、供用開始をして接続を１年以内にしなければならないという決まりがある。また、３年以内に水洗便所にしなければならないという決まりがある。ただ３年以内としていては、なかなか改造してくれないだろうということで、「５年以内の工事」にした。・農業集落排水の場合だが、「３年以内」とは、農集の組合の総会で３年以内と決めたと記憶している。 |
| 〔会長〕 | ・他に何かあるか。・何もないなら、事務局案のとおり決定してよいか。 |
| 〔委員〕 | 　（異議なしの声） |
| 〔会長〕 | ・以上をもって、本日の議題を終了する。 |

３　今後の予定

|  |  |
| --- | --- |
| 〔水道総務課長〕 | ・次回の審議会の日程。　令和７年３月２６日（水）　午後３時から　場所　西有家庁舎　３階大会議室・正式には文書にて案内する。 |

４　閉会

|  |  |
| --- | --- |
| 〔水道総務課長〕 | ・第５回　南島原市下水道使用料等審議会を閉会。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１５時３５分終了）